# 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

 【提出日】
 平成25年6月26日

【会社名】 中日本興業株式会社

【英訳名】 Nakanihon KOGYO CO.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 服部 徹

【本店の所在の場所】 名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

【電話番号】 名古屋(551)0272~0274

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理本部本部長 三田 則男

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

【電話番号】 名古屋(551)0272~0274

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理本部本部長 三田 則男

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

#### 1【提出理由】

当社は、平成25年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものである。

#### 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日平成25年6月25日

## (2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額 1 株につき金 30円 総額16,166,220円

第2号議案 定款一部変更の件

事業内容の多様化および今後の事業展開に備えるため、事業内容に「とび・土木・コンクリート工事業」を追加するものである。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となるので、服部徹、原田克己、三田則男、水尾健一、大谷信義の5名を取締役に選任するものである。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となるので、佐藤桂一、新井紀夫、岡本安史の3名を監査役に選任するものである。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

任期満了により退任される、取締役服部清純氏、監査役岡本藤太氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈するものである。

また、退職慰労金制度廃止に伴い、現在、在任中の取締役5名および監査役2名に対し、 それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈するものである。贈呈の時期は、取締役および監査役を退任する時とする。

第6号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

昨今の経済情勢、今般の役員慰労金制度廃止、その他諸般の事情等を考慮して、取締役の報酬を年額19,000万円以内(うち社外取締役は年額1,200万円以内)、監査役の報酬を年額3,000万円以内に改定するものである。

# (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
第1号議案 剰余金処分の件	2,835	13	0	(注) 1	可決	95.62
第2号議案 定款一部変更の件	2,830	18	0	(注) 2	可決	95.45
第3号議案 取締役5名選任の件						
服部 徹	2,829	19	0	(注) 3	可決	95.41
原田 克己	2,828	20	0		可決	95.38
三田 則男	2,829	19	0		可決	95.41
水尾 健一	2,827	21	0		可決	95.35
大谷 信義	2,827	21	0		可決	95.35
第4号議案 監査役3名選任の件						
佐藤 桂一	2,826	21	0	(注) 3	可決	95.31
新井 紀夫	2,824	23	0		可決	95.24
岡本 安史	2,826	21	0		可決	95.31
第5号議案 退任取締役および退 任監査役に対らび職 慰労金贈呈なら廃止 退職慰労金制度廃止 に伴う打ち切り支給 の件	2,810	38	0	(注) 1	可決	94.77
第6号議案 取締役および監査役 の報酬額改定の件	2,799	49	0	(注) 1	可決	94.40

- (注) 1.出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
  - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
  - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議 決権の過半数の賛成による。

## (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していない。